

京都府後期高齢者医療広域連合議会

平成 28 年第 1 回定例会会議録

平成 28 年 2 月 12 日 開会

平成 28 年 2 月 12 日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

## 京都府後期高齢者医療広域連合議会平成28年第1回定例会会議録目次

### 第 1 号 (2月12日)

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 1  |
| ○本日の会議に付した事件                    | 2  |
| ○出席議員                           | 2  |
| ○欠席議員                           | 2  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2  |
| ○議会職員出席者                        | 3  |
| ○開会の宣告                          | 4  |
| ○開議の宣告                          | 4  |
| ○広域連合長挨拶                        | 4  |
| ○議事日程の報告                        | 5  |
| ○議席の指定                          | 5  |
| ○会議録署名議員の指名                     | 6  |
| ○会期の決定                          | 6  |
| ○諸般の報告                          | 6  |
| ○議案第1号～同意第1号の一括上程、説明            | 7  |
| ○動議                             | 14 |
| ○一般質問                           | 18 |
| ○議案第1号の質疑、討論、採決                 | 38 |
| ○議案第2号の質疑、討論、採決                 | 38 |
| ○議案第3号及び議案第9号の質疑、討論、採決          | 39 |
| ○議案第4号及び議案第10号の質疑、討論、採決         | 42 |
| ○議案第5号の質疑、討論、採決                 | 48 |
| ○議案第6号及び議案第11号の質疑、討論、採決         | 48 |
| ○議案第7号の質疑、討論、採決                 | 50 |
| ○議案第8号の質疑、討論、採決                 | 50 |
| ○同意第1号の採決                       | 51 |
| ○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 51 |

○閉会の宣告..... 5 4

○署名議員..... 5 5



## 京都府後期高齢者医療広域連合議会平成28年第1回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成28年2月12日(金)午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第1号から同意第1号まで(広域連合長説明)
- 日程第 6 動議 議案第3号、議案第4号及び議案第6号の差替、議案第9号、議案第10号及び議案第11号の撤回を求める件
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 議案第 1号 平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第 2号 平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第 3号 平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
議案第 9号 平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第 4号 平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算  
議案第10号 平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第 5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 6号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第11号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 4 議案第 7 号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 8 号 京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第 3 次）の作成につい  
て
- 日程第 1 6 同意第 1 号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 1 7 発議第 1 号 後期高齢者医療保険料「特例軽減の廃止」の中止を求める意見書  
について
- 

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 7 まで議事日程に同じ

---

#### 出席議員（28名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | くらた 共 子 君 | 2 番  | 吉 田 孝 雄 君 |
| 3 番  | 中 野 洋 一 君 | 4 番  | 足 立 伸 一 君 |
| 5 番  | 尾 関 善 之 君 | 6 番  | 塩 見 麻理子 君 |
| 7 番  | 荻 原 豊 久 君 | 8 番  | 鳥 居 進 君   |
| 9 番  | 松 浦 登美義 君 | 10 番 | 西 口 純 生 君 |
| 11 番 | 相 原 佳代子 君 | 12 番 | 上 田 雅 君   |
| 13 番 | 八 木 浩 君   | 14 番 | 中 村 正 臣 君 |
| 15 番 | 岡 本 亮 一 君 | 16 番 | 吉 岡 豊 和 君 |
| 17 番 | 橋 本 尊 文 君 | 18 番 | 長 岡 一 夫 君 |
| 19 番 | 高 木 功 君   | 20 番 | 巽 悦 子 君   |
| 21 番 | 岡 田 久 雄 君 | 22 番 | 奥 村 房 雄 君 |
| 23 番 | 向 出 健 君   | 24 番 | 竹 内 きみ代 君 |
| 25 番 | 塩 井 幹 雄 君 | 26 番 | 中 嶋 克 司 君 |
| 27 番 | 野 口 久 之 君 | 28 番 | 泉 敏 夫 君   |
| 29 番 | 多 田 正 成 君 | 30 番 | 繁 隆 夫 君   |

#### 欠席議員（0名）

---

#### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 広域連合長  | 佐々木 稔 納 君 | 副広域連合長 | 井 上 正 嗣 君 |
| 副広域連合長 | 堀 忠 雄 君   | 副広域連合長 | 藤 田 裕 之 君 |

|              |        |              |       |
|--------------|--------|--------------|-------|
| 副広域連合長       | 山内修一君  | 副広域連合長       | 岡嶋修司君 |
| 会計管理者        | 中見信治君  | 業務課長         | 前田貴徳君 |
| 総務課長<br>担当課長 | 野々口義也君 | 業務課長<br>担当課長 | 四方雅之君 |

---

**議会職員出席者**

|     |      |    |     |
|-----|------|----|-----|
| 書記長 | 藤田達也 | 書記 | 塩野浩 |
|-----|------|----|-----|

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（繁 隆夫君） えー、皆さん、大変ご苦労さまです。定刻になりました。ただいまから京都府後期高齢、高齢者医療広域連合会議、議会平成28年度、お一、第1回定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（繁 隆夫君） 本日の会議を開きます。

なお、報道機関から写真撮影の許可の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） ご異議なしと認めます。それでは、報道機関等のしゃし、写真撮影を許可することといたします。

---

◎広域連合長挨拶

○議長（繁 隆夫君） 日程にはい、入る先立ち、入るに先立ち、広域連合長から発言を求められていますので、これを許可します。

佐々木、広、広域連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、皆さん、こんにちは。えー、本日は、あー、京都府後期高齢者、あー、医療広域連合議会、えー、平成28年第1回定例会を招集さしていただきましたところ、お一、議員の皆様方には大変ご多忙の中ご出席をいただきまして、えー、まことにありがとうございます。

えー、昨年11月に、いー、亀岡市の栗山市長さんの、お一、後を受けまして、えー、広域連合長に、いー、就任さしていただきました南丹市の佐々木でございます。えー、大変お世



話になります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

えー、議会を開会されるに当たりまして、えー、一言ご挨拶を申し上げます。

うー、私が申し上げるまでもなく、うー、被保険者でございます高齢者の方々を取り巻く状況は、あー、年金の目減り、また、あー、消費税率の引上げなど、大変厳しいものがあると認識をいたしております。

えー、このような状況の中でございますけれども、おー、私は、保険者の、の方が安心して医療を受けつつ、続けられるように、広域連合が果たす役割、また進むべき方向を見定めまして、えー、努力いたしてまいる所存でございます。

議員の皆様方には、本制度を、おー、円滑に運営できますよう、引き続きのご理解、またご協力を賜りますようお願いを申し上げますの次第でございます。

えー、本日は、あー、平成28年度当初予算編成に係る議案等を提案さしていただいておりますが、さらに、えー、当初予算編成後の、おー、事情変更によりまして、えー、追加提案をさせていただくという異例の、おー、取り扱いをお願いすることになり、えー、大変恐縮しておりますが、あー、議員の皆様方にはご理解を賜り、いー、十分にご審議、また、あー、の上、えー、議決、また、ご、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、えー、甚だ簡単でございますが、あー、ご挨拶とさせていただきます。

えー、大変お世話になります。よろしくお願いをいたします。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（繁 隆夫君） 議事日程につきましては、お手元の議事日程案をごらんください。追加提出された案件を議事日程に追加し、審査することについて、関連する議案を同時に審査し、表決は議案毎に行うこととしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議事日程のとおり進めることにします。

なお、綾部市の塩見議員から遅参の連絡を、おうか、あー、伺っております。

---

### ◎議席の指定

○議長（繁 隆夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに、長岡京市から八木浩議員が広域連合議会議員に選出されております。

議席につきましては、ただいまちや、着席のと通りの、とおり指定いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（繁 隆夫君） 日程第2、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、木津川市の長岡一夫議員、井手町の岡田久雄議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（繁 隆夫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（繁 隆夫君） 日程第4、諸般の報告を行います。

お手元に、定期監査結果報告書、例月出納検査の結果報告書を配付させていただいております。

平成27年度定期監査及び平成27年7月から12月分までの月例出納検査がそれぞれ実施され、いずれも適正に執行されている旨の報告がありましたので、えー、えー、ご報告申し上げます。

その写しを、はい、配付しておりますので、ご覧願います。

---

◎議案第1号～同意第1号の一括上程、説明

○議長（繁 隆夫君） 日程第5、議案第1号から同意第1号までの広域連合長提出案件9件、さらに議案第9号から議案第11号までの広域連合長追加提案、提出議案3件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

佐々木広域連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、それでは今回提出いたしました議案につきまして、えー、ご説明させていただきます。

えー、広域連合長提出案件、えー、の議案書1ページをお開きください。

えー、議案第1号、平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

えー、本件は、本年度、市町村が、あー、実施する人間ドック等の長寿健康増進事業等にか、要する経費、平成26年度国庫補助事業の確定に伴う精算経費、前年度決算剰余金等の基金積み立て並びに、保険料軽減特例措置の財源として交付されている高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金について基金に積み立て運用していたものを、単年度の補助事業へと、おー、国の取り扱いが変更となったことに伴い補正するもので、歳入歳出の総額を、総額にそれぞれ6,631万1,000円を減額し、総額を25億610万円と定めるものでございます。

えー、次に7ページをお開きください。

内訳といたしまして、えー、歳入の主なものでございます。第2款国庫支出金は、後期高齢者医療制度事業費補助金及び人間ドック等の長寿健康増進事業に係るとく、特別調整交付金の増、おー、国の取扱いの変更に伴い、こ、えー、こ、えー、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の減等で1億1,546万6,000円の減となっております。

8ページをお開きください。

第6款繰越金は、前年度決算剰余金を計上するものでございます。

第7款諸収入は、預金利子及び特別対策補助金の精算に伴う市町村からの返還金の増等であ、ございます。

え一、次に、歳出の主なものでございますが、9ページをお開きください。

第2款、え一、総務費、1目総務管理費は、平成26年度の市町村特別対策補助金の精算に伴う国へ特別調整交付金及び医療制度事業費補助金を返還するもので、1,147万6,000円の増、2目業務管理費は、本年度、市町村が行う長寿健康増進事業等に対する特別対策補助金として2億4,497万1,000円の増、7目財政調整基金積立金は、前年度繰越金や臨時特例基金の活用による財源組替え分を財政調整基金へ積み立てるもので、4,283万8,000円の増とするものでございます。

8目臨時特例基金積立金の皆減及び第3款民生費、3目保険料軽減特例措置繰出金の増は、国の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金について取扱いが変更されたことに伴い、積立てを行わず、本年度5月に交付された当該交付金分15億1,677万7,000円を特別会計に繰り出すものでございます。

次に、11ページをお開きください。

議案第2号、平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者と、え一、医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明、え一、申し上げます。

本かん、本件は、平成26年度に概算で交付された、あ一、国庫補助金及び療養給付費、高額医療費負担金に係る国、府、市町村、え一、支出金の精算に係る経費並びに平成25年度のお一、高額医療費負担金に係る国、府支出金の精算に係る経費を補正するもので、その財源は過年度分に係る国、府、市町村支出金、繰越金と、お一、いたしております。

え一、また、一般会計と同様、保険料軽減特例措置の財源として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金について、国の取扱いが変更された、あ一、されたことに伴い、え一、歳入科目の組替えを行うものであります。

え一、歳入歳出予算の総額にそれぞれ97億2,447万9,000円を追加し、総額を3,296億7,151万円と定めるものでございます。

え一、17ページをお開きください。

え一、内訳といたしまして、歳入の主なものでございますが、第1款市町村支出金、第2款、あ一、国庫支出金、1項国庫負担金、第3款府支出金は、平成26年度の療養給付費負担金、え一、並びに平成25年度及び平成26年度分の高額医療費負担金の追加交付による、う一、増でございます。

18ページをお開きください。

第6款繰入金、1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金の18億8,237万3,000円につき

ましては、国の取扱いが変更されたことに伴い17億7,571万5,000円の減とし、同額を第2款 国庫支出金、5目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金及び第6款、え一、繰入金、1目 一般会計繰入金を増とするもので、増減を伴わない、え一、歳入科目の、お一、組替えを行うものでございます。

え一、次に、歳出でございます。

19ページをお開きください。

え一、第6款し、え一、諸支出金は、あ一、前年度の国庫補助事業及び、い一、療養給付費の精算に伴う国、府、市町村支出金の返還に伴う増でございます。

次に、21ページをお開きください。

議案第3号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして、ご説明いたします。

本広域連合の一般会計は、あ一、市町村から人口規模に応じていただく分賦金を主な、あ一、財源としております。

平成28年度の一般会計予算総額を7億2,231万7,000円と定めるもので、前年度比18億5,009万4,000円の減となっております。減となりました主な要因につきましては、平成27年度一般会計補正予算、え一、等と同様に、え一、国の保険料軽減特例措置の財源としての、え一、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金について、基金として積み立てて、え一、運用していたもの、とり、が、を、え一、運営していたものが、あ一、取扱いが変更となったものによるものでございます。え一、当該交付金に関する予算を除きますと、前年度比3,227万9,000円の増となります。

え一、歳入歳出予算の款項の区別及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によることとし、23ページ、24ページにその表を掲げております。

え一、歳入から主なものを取り上げさせていただきます。

え一、27ページをお開きください。

え一、第1款分担金及び負担金は、人件費や、あ一、電算機器の運営等、事務局けい、え一、事務局運営に係る市町村からの分賦金で、6億6,443万1,000円を計上しており、市町村に新たな負担を求めることのないよう事務経費の見直しをさらに進め、え一、今年度と同額に据え置いております。

次に、歳出でございます。

え一、29ページをお開きください。

第2款総務費、1目総務管理費は、あ一、広域連合事務局運営に係る経費で2億297万6,000円、え一、前年度比で201万3,000円の減となっております。

30ページをお開きください。

2目業務管理費は、電算処理システム運用経費及び国保連合会への事務委託等に係る経費で5億779万4,000円、前年度比3,709万5,000円の増となっております。え一、これは、社会保障・税、え一、個人番号制度の運用開始に伴い、国の構築する情報きょう、え一、情報きょう、提供ネットワークに接続するための整備経費及びセキュリティー対策を講じることや、保険者機能向上の取組として今年度から実施しております全件医療費通知を通年実施するための、お一、経費等でございます。

次に、33ページをお開きください。

え一、議案第4号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。

特別会計の予算総額を3,219億6,739万円とし、一時借入金 の最高額を250億円と定めるものであります。

え一、歳入歳出予算の款項の区別及び当該区分ごとの金額は、あ一、第1表、歳入歳出予算によることとし、35ページ、36ページにその表を掲げております。

特別会計は、後期高齢者医療の、お一、医療給付費等の支出及び保険料等の収入について、2年間を通じて財政の均衡を保つことを見越して設定しており、その、え一、平成28年度はその1、1カ年目となります。

え一、主な増いん、え一、増加要因といたしましては、歳出の大半を占める保険給付費において、被保険者数の増及び1人当たり医療給付費の増を見込んでいることに、え一、増を見込んでいることによります。

次に、39ページをお開きください。

歳入から主なものを取り上げさせていただきます。

第1款市町村、え一、市町村支出金は、市町村が徴収する保険料及び医療費の市町村負担分であります。

第2款国庫支出金は、あ一、医療費の国負担分及び調整交付金で、え一、え一、調整交付金等でございます。え一、うち、5目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が、あ、皆増となっておりますが、あ、国の取り扱いの変更に伴い、41ページの第6款、え一、繰入金、1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金から、あ一、変更するものでございます。

40ページをお開きください。

第3款府支出金は、あ一、医療費の京都府負担分及び京都府に設置されている財政安定化基金からの交付金でございます。

第4款支払基金交付金は、現役世代が加入する医療保険者からの、お一、支援金等でございます。

41ページをお開きください。

第7款繰越金は、あ一、平成28年度、29年度の保険料を抑制するために繰り越すものでございます。

次に、歳出でございます。

42ページをお開きください。

え一、第1款、あ一、保険、え一、給付費の3,192億9,060万4,000円が全体の99%以上を占めるものでございます。

今後とも効率的な財政運営に努めてまいります。

次に、45ページをお開きください。

え一、議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関連条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

本件は、行政不服審査制度におきまして、公平性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手続の充実・拡大という3つの観点から、時代に即した制度へ全面的に見直しをし、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として、全文改正されました行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、関係条例の規定を整備するものでございます。

なお、この条例により一部を改正いたします条例につきましては、後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、後期高齢者医療広域連合行政手続条例、後期高齢者医療広域連合情報公開条例、え一、後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例、後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の5つの条例の一部を改正するものでございます。

え一、次に、53ページをお開きください。

え一、議案第6号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、え一、ご説明いたします。

え一、本件は、平成28年度、29年度に係る保険料率の改定をするとともに、保険料軽減の

拡大をしようとするものであります。保険料の改定に当たっては、保険料の大幅な増加を抑制するため、広域連合の剰余金を全額かつ、え一、全額活用したほか、財政安定化基金を取り崩すことといたしました。

次に、保険料軽減の、お一、拡大につきましては、保険、え一、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正が行われたことに伴い保険料軽減判定所得の基準額を引き上げる必要があるため、条例の改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成28年4月1日からとし、平成27年度分までの保険料については従れん、従前の例と、例によることといたしております。

え一、次に、57ページをお開きください。

議案第7号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本件は、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てる本基金の条例の失効期限について改正するものであり、平成28年4月1日から施行することといたしております。

次に、61ページをお開きください。

議案第8号、え一、京都府後期高齢者医療広域連合、こう、え一、広域計画第、え一、第3次の作成について、え一、ご説明いたします。

本件は、あ一、地方自治法第291条の7により作成が義務づけられている広域計画につきまして、こ、え一、現行広域計画（第2次）の期間、え一、計画期間が平成27年度末で終了することから、後継の広域連合、あ一、広域計画（第3次）を策定するものでございます。

え一、続きまして、人事同意議案の、え一、説明をいたします。

え一、人事同意案件の議案書、お一、1ページをお開きをください。

え一、同意第1号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、ご説明いたします。

え一、本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として、京田辺市長である石井明三君を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、あ一、平成28年2月12日からとする予定でございます。

え一、続きまして、当初予算の調製後に生じたじじょ、事情によりまして、追加提出することと、することとなった議案の説明をいたします。

広域長、え一、広域連合長追加、あ一、提出、え一、提出案件の議案書1ページをお開き



ください。

え一、議案第9号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、え一、ご説明いたします。

本件は、あ一、保健、え一、事業計画推進対策に必要となる経費について、当初予算の調製後、増額となることが判明したため補正するもので、え一、歳入歳出の、お一、総額に、え一、それぞれ2,000万円を追加し、え一、総額を7億4,231万7,000円と定めるものでございます。

5ページをお開きください。

え一、内訳といたしましては、まず歳入でございますが、第3款府支出金を2,000万円、え一、増とするものでございます。

え一、続きまして、え一、歳出で、え一、ございますが、あ一、第2款、え一、総務費、第2目、う一、2目、う一、業務管理費を2,000万円増とするものでございます。

え一、続きまして、え一、7ページをお開きください。

え一、議案第10号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、え一、ご説明いたします。

本件は、あ一、当初予算の調製後、保険料負担軽減のための財政あ、え一、安定化基金交付金及び財政安定化基金拠出金の額が変更されることに伴い必要となる経費について補正するもので、歳入歳出の総額に5,195万9,000円を追加し、総額を3、え一、3,220億1,934万9,000円と定めるものでございます。

13ページをお開きください。

内訳といたしまして、まず歳入でございますが、第1款市町村支出金は9,644万9,000円の減、第2款国庫支出金は、あ一、659万8,000円の減、第3款府支出金は1億5,500万円の増、第8款、え一、諸支出、え一、諸収入は、あ一、6,000円の増とするものであります。

14ページをお開きください。

歳出でございますが、第2款府財政安定化基金拠出金を5,195万9,000円の増とするものでございます。

え一、続きまして15ページをお開きください。

議案第11号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

本件は、あ一、議案第8号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてのうち、平成28年度及び平成29年度の保険料率について、京都府後期高齢者医療保険料の財政構成に変更が生じたため、改めて保険料率を変更する必要が、あー、生じたものでございます。

えー、最終的に、保険料につきまし、えー、保険料率につきましては、所得割率を9.61%に、被保険者均等割額を4万8,220円に定めるものでございます。

以上をもちまして、えー、提案理由の説明を終わらせていただきます。

えー、ご審議の上、えー、ご議決、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） 岡本議員。

○15番（岡本亮一君） えー、議事進行についてでありますけども、えー、ただいま、あの一、提案されました、えー、原案について、日程の追加、えー、順序の変更、議案日程第6、議案第3号、議案第4号及び議案第6号の差し替え、議案第9号、議案第10号及び議案第11号の、え、撤回を求む件を先に審議することを望みます。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） ただいま岡本議員から議案の差し替え及び撤回を求める件を先に審議するとの動議が提出されました。えー、この動議は1名以上の賛成者がありますので成立しました。

---

### ◎動議

○議長（繁 隆夫君） それでは、追加日程第6、議案第3号、議案第4号及び議案第6号の差し替え、差し替え並びに議案第9号、議案第10号及び議案第11号の撤回を求める件を議題といたします。

提出からの、あ、提出者からの趣旨説明を求めます。

○15番（岡本亮一君） えー、京田辺市議選出の、えー、岡本亮一でございます。

え、ただいま、え、提案をされております議案第3号、第9号、そして議案第4号、じゅ、第10号、そして議案第6号、第11号についてでありますけども、え、平成28年2月2日に開催されました、え、全員協議会において、え、提案されました同議案について、ま、副連合長から、府議会の予算がまだ確定していないので、ま、正確な数値ではない、え、後日明確

な数字がわかると説明がありました。ま、その後、数字が確定したことを受けまして、2月5日に追加議案として、ま、同議案が提案されましたが、ま、非常に紛らわしい議事進行となっております。え、本来、議会運営委員会が、ま、設置されておりましたら、ま、事前に協議し、そして調整することは可能でしたが、ま、残念ながら本広域連合にはありません。ま、このような直ちに修正が必要だという議案を提案し、審議を求め、賛否を問うという議事進行は、ま、まさに不合理であり、そして議会軽視であると言わざるを得ません。ま、本来なら一部改正されているものを原案として提案し、審議と採決を求めるべきであります。よって、それぞれの議案の差しかえを行い、え、修正したものを審議に諮ることを求めるものであります。

○議長（繁 隆夫君） 本件については、岡嶋事務局長の趣旨説明を求めます。

岡嶋事務局長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、議案につきましてご説明をいたします。

会期前に配付済みの議案を会期前に差しかえをすることについては、他の議会でも行われていることは承知をいたしております。広域連合議会では、議員の方々に参集いただく機会は全員協議会と定例会でございます。議案は申し合わせにより事前送付して、議案の検討していただく期間をとるということにされております。10日前の議員説明会において議案を説明したところでございますので、その議案を差しかえする場合には、その内容について事前に各議員にご説明するべきものというふうに考えております。ただ、変更する内容が固まった時点で、持ち帰り、持ち回り等の対応や説明会を開催する時間的余裕を見込めなかったこと、2つ目には、議案の検討していただく時間を確保しなければならないこと、3つ目には、提出後の議案の取扱いとして、安易に差し替えをしないことが推奨される議会事務の事例があったことなどを踏まえまして、議案を追加提案さしていただくこととし、説明会におきましてもあらかじめご説明をさせていただき、追加議案について特段の、お一、お願いをさせていただいたところでございます。えー、何とぞご審議のほど、よろしくをお願いをいたします。

○議長（繁 隆夫君） 先に、本件については質疑及び討論をしょ、省略したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「質疑あり」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） はい。えー、質疑を行います。

質疑される方の挙手をお願いいたします。

○1番（くらた共子君） 今の件ですね。

○議長（繁 隆夫君） 今の件。

はい、くらた議員。

○1番（くらた共子君） はい。この場でよろしいですか。

○議長（繁 隆夫君） 結構です。

○1番（くらた共子君） あのー、今、あのー、えー、事務局から、あのー、説明がございましたけど、やっぱり、あのー、本当にわかりづらい。私も、あのー、議員としてこういう経験はしていません。あのー、やっぱり大切な議案ということと、しかも保険料の料率が、ま、修正されるという大事なことでもありますし、ま、時間的余裕がなかったというご説明ですけれどもね、やはり、そこはきちっと、あのー、その運営がいいのかどうかということをやっぴり諮る場がないということがですね、やっぱり、あのー、最大の私は、あのー、問題だろうというふうに思っております。あのー、こ、これまで、えー、安易に、えー、事前に、えー、議案の差し替えをするというのは好ましくないというような、まあ、通例が、あのー、1つ披瀝をされましたけれども、そのこと自体も含めましてやはり、あのー、本日の広域連合議会の運営に当たりましてね、どうすれば、あー、議員に、えー、そのー、矛盾が生じず、混乱させることなく、そして真摯に、あのー、議論ができるようにしていくのかというところがね、やっぱり私は大事だというふうに思っております。そういう意味で、あくまで事務サイドでですね、このように決せられたということは、非常に大きな私は問題があるというふうに思います。ぜひ、えー、他の議員の皆さんのご意見もお諮りいただきたいというふうに思います。

以上です。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） 巽悦子議員。

○20番（巽 悦子君） あのー、私も、まあ、同じような内容で、あのー、繰り返しはいたしませんけれども、先ほど、あのー、連合長のほうから議案の説明っていうことで、あのー、追加の議案の説明をされました。その中では、あのー、補正予算っていうことでね、一般会計、平成28年度の一般会計の可否がまだ採決も行われていないのに、さもう決まったような形で、えー、追加の補正予算、第、議案第9号ですけれどもね、第10号にしてもまだ、あのー、これ特別会計のほうもまだ可否が決まってもいないのに、ま、追加議案として説明された。このじょう、第11号にしても、この条例のね、こともまだ採決もとっていないし、成

立したのか否決されるかまだわからないのに、もうこういうことになりますという説明ね、それを聞いていましたら、あとかも、あとかもこの3つの、えー、補正の分のもともとの議案ですけれども、それがもう決まったかのような説明でございました。あの一、議案第3号、第4号、第5号、それから第6号ですね、まだ何も決まっていないのにそういう説明の仕方っていうのは、まあ時間がないとかいうのは別問題として、進行の仕方、議長は、あの一、議長ともうそういうふうな方向で決められたのか知りませんが、これはやっぱり議会としてもそういうことは、あの一、許せれないんじゃないですか。私はそういうふうに思います。もうあとかももう賛成していただけるのであろうという立場で次の議案をね、説明するっていうのは、これはどうなんですかね。私は、まあ、ま、本来、ここはぎ、議会の運営委員会があれば事前に、あの一、そういう説明もできるであらうけれども、で、前もって全協もありませんでしたし、私もどうされるのかなと思いつつながら、あの一、お聞きしてましたら、続けてこういう説明があったわけですから、それはやっぱりおかしいと思いますので、まず、あの一、前段の議案をね、どう対処するのかっていうの決めてから次に進むっていうのが筋ではないのかと、これは私は議会人としてそのように感じております。ま、それも意見として。お答えいただくのかちょっとその辺はわかれへんけど。お答えいただけます。議長のほうから答えてくれはっても。

〔挙手する人あり〕

○議長（繁 隆夫君） えーと、向出議員。向出議員。

○23番（向出 健君） はい。笠置町選出の向出です。

私も今ありました意見のとおりですけれども、えーと、議会事務局としては、本来、追加議案ではなくて、えーと、差し替えをすべきだと考えます。

えー、先ほどの説明では時間がないということを言われましたけれども、結局、追加議案となりましても、説明または検討の時間が結局は要るのではないかと。ならば差しかえするのが筋ではないかというふうに思います。

また、安易な差し替えするのはよくないことが推奨されていると言われますけれども、今回の事例に関しては安易というのに当たらないんじゃないでしょうか。結局、要するに、議会に一度間違った数字のものを提案して、これを、えー、修正すると、こういった、えー、議案の提出の仕方は、また今後の同様の例があった場合にもですね、好ましくないというふうに思います。やはり差しかえが筋だという意見を述べて、えー、意見とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、あらかじめ全員協議会の席においても異例のことだということでお断りをして、必要なお願いをさしあげたうえでの話ということでご理解いただきますようお願い、お願いしたいと思います。あの一、いずれの議案にいたしましても有効なものというふうに考えておりますので、よろしくどうぞ審議いただきますようお願いいたします。

○議長（繁 隆夫君） しつき、えー、質疑及び討論を終了します。

えー、それでは、日程、え、追加日程第6号、議案第3号、議案第4号及び議案第6号の差し替え並びに議案第9号、議案第10号及び議案第11号の撤回を求める件を表決に付します。本件につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（繁 隆夫君） えー、表決については、あー、事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 賛成4票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は否決されました。

---

### ◎一般質問

○議長（繁 隆夫君） それでは、あー、えー、日程第7、あー、一般質問を行います。

質問の通知がありましたので、通告順に発言を許します。

質問時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、ご協力を願います。

岡本亮一議員。

〔15番 岡本亮一君登壇〕

○15番（岡本亮一君） えー、京田辺市選出の、えー、岡本亮一でございます。

えー、それで、早速ではございますが、え、通告に従いまして大きく2項目について質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

えー、まず第1は、短期保険証の、え、交付についてであります。

え、後期高齢者医療制度は、え、2008年4月に発足し、今年で8年目となります。え、75歳以上で国保や健保から切り離され、え、強制加入となる医療制度で、制度発足当時から、

え、うば捨て山と批判されるほどに本制度は高齢者の差別医療制度として、え、国民の、ま、厳しい審判に晒されてきました。え、保険料は2年ごとに見直され、え、京都府広域連合では制度発足以来、え、保険料が上がり続けてきました。

え、今期も改定される年に当たりまして、均等割額4万8,220円、え、所得割額9.61%で、1人当たりの平均保険料は年額、え、7万4,469円で、え、前期より1,816円の引上げと、え、なっております。

また、一昨年4月から消費税が8%に引き上げられ、え、来年4月には、ま、10%になるという計画でもあります。

また、その一方で、年金は2013年10月から3年間にわたり2.5%の削減がされ、ま、収入は減る、消費税は上がる、そして昨年度は、え、介護保険料の引上げもあり、ま、75歳以上の方は三重苦を強いられております。そしてさらに、え、今年の医療保険料が引上げになれば、まさに四重苦ではありませんか。

そのような中、国民のおよそ、ま、3割が加入する国保料や介護、後期高齢者医療保険料を、ま、払うことができずに滞納する人たちの問題が深刻化しております。保険料を完納できない人に対し、正規の保険証を取上げ、え、ペナルティーとして有効期限の短い、え、短期証を発行しております。え、保険料の、え、滞納を、ま、気にして役所の窓口で保険証を取りに行けず、保険証がない世帯も、え、出てきております。え、保険料が支払えなくて生活に困っている世帯が病院に、ま、行けなくなれば、必要な医療を受けられず、ま、命を落とす事態にも、ま、つながりかねません。

え、そこで1点目についてでありますけれども、平成26年度、え、27年度におきまして、え、短期保険証の、ま、交付数と、短期保険証が期限切れになり、更新もされずに未渡しになっている、え、件数をお答えください。

そして、2点目の実態調査についてであります。今、生活に困窮している被保険者の声を、ま、しっかりと聞き、受診抑制が起きていないかなど、ま、丁寧な相談を行う必要があると思います。え、そのためにも生活実態調査を、ま、実施すべきであります。

また、広域連合として、これまで、ま、どのような生活実態の把握に努めてこられたのかをお聞かせをお願いいたします。

次に、大きな2つ目の、ま、差押えの実態についてであります。

え、京都府内に居住している75歳以上の高齢者など、およそ32万人が加入する後期高齢者医療制度ですが、保険料を払えずに、え、滞納した方は、平成26年度でおよそ4,200人、え、

滞納処分された方が21人、うち差押えが17件に上っております。え、保険料の徴収は、年金給付額月1万5,000円以上の方は、ま、自動的に年金から天引きがされる特別徴収と、え、それ以外の、年金給付額月額1万5,000円未満の方は、え、別途ちょう、納付します、ま、普通徴収となっております。え、特別徴収をされている方は天引きですので、ま、滞納しようがありませんけども、え、天引きできない、え、年金支給額が年間、これは18万円未満の、ま、低額な年金生活者の方が滞納差押えのたい、対象となっております。

例えば北海道では預貯金が、年金が差押えられた、ま、1件で114円とか4,000円とか、ま、8,000円など、ほんのごくわずかな額の差押えが起こっております。また、東京都内では、年金が2カ月分、ま、13万円が、振込みと同時に、ま、差押えられたという事例も現実に行っております。

ま、このように、低額な年金生活に入られてる方の保険料負担は、ま、かなりきついのではないのでしょうか。えー、年金給付額が減る、ま、一方で保険料は上がり続けている、ま、このような問題を抱えたままの後期高齢者医療保険制度で、低額滞納の差押えを執行するというのはいかがなものでしょうか。え、高齢者の生存にかかわる過酷な差押えを行うことがあっては、え、ならないと思います。

えー、そこでお聞きをいたしますが、保険料を支払うことのできない人への対応、そしてその認識をお聞かせください。

え、以上で1回目の質問を終わります。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 岡本議員のご質問にお答えします。

お尋ねの短期証の交付数でございますが、それぞれ8月1日時点で、平成26年度は、更新期間が6カ月の短期証が253件、3カ月の短期証が33件、合計286件でございます。そのうち証の交付に至らなかった件数が110件でございます。

平成27年度では、更新期間が6カ月の短期証が331件、3、3カ月の短期証が58件、合計389件で、このうち交付に至らなかった件数が141件でございます。

短期証は、あー、保険料を滞納している方と納付の接点を持つために交付しているものがございます、それぞれの市町村において実情に応じたきめ細かな対応に取り組んでいただいております。

受診抑制等の実態調査については、これまでから答弁をしておりますように、短期証の交



付が直ちに受診抑制につながることはない、いうふうに考えておりました、必要に応じて市町村からの意見を聞取るなど緊密な連携を図ることで、一律的な実態調査の実施は考えてはおりません。

それから、差押え等についてでございますが、滞納処分を含む保険料の徴収事務は市町村にお願いをしてくれているところでございます。ご承知のとおり、保険料の収納率は99%を超えており、大多数の被保険者との公平性の観点からやむなく実施されているところでございまして、滞納対策の取組は必要なところというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（繁 隆夫君） 岡本亮一議員。

〔15番 岡本亮一君登壇〕

○15番（岡本亮一君） えー、それでは、えー、再質問をさせていただきます。

えー、まず、大きな項目の1の、えー、短期保険証の交付についてであります、えー、ただいま、あの、ご答弁をいただきました。えー、まあ、平成26年8月現在で286件ということで、まあ、前年比とこの27年を比較いたしますと、えっと、27年が389件ということで、えー、前年度比103件ですか、増えております。えー、そして、えー、いわゆる留め置き、未渡し、渡していない数ですけども、これが26年度で110件、27年度で141件というご答弁で、え、プラス31件の増となっております。ま、こういった形で、あー、短期証の交付や未渡しの件数が、ま、増えておりますけれども、ほんとにそのままほっとけば、ま、ますますこの推移が一途をたどるではないかというふうに思っております。恐らく、あの短期証を発行された高齢者のうちですね、ま、非課税の方が大体およそ2、3割ぐらいはいるのかなと、ま、いうふうに思いますけども、ま、その中には9割軽減の対象となっている方もいるというふうに思います。え、この方たちの年収ですけども、年金の年収、ま、80万円以下ということで、ま、保険証、保険料を払いたくてもなかなか払えないっていう、ま、こういう方にいわゆる短期証を発行するっていうのは、やはり安心して、ま、医療を受けていただける状況ではないと、まさに医療を受けられない状況をさらに加速するものではないかというふうに思っております。え、この短期証の、ま、発行ではなくて、やはり正規の保険証を、ま、発行できるように、えー、この広域連合といたしましては、ま、どのようなでは努力をされているのか、その点を、え、再度お聞かせいただきたいというふうに思います。

え、それから、次に2点目の生活の実態調査についてでありますけども、ま、先ほどご答弁もいただきましたけども、今言いましたように平成27年8月では141件の方が、ま、保険

証を持っていないということでありました。

また、先日ですね、えー、私、資料請求をさせていただきまして、ま、最新のデータをいただきました。え、これは平成28年2月1日現在でしたけども、えー、手元がない方が147件と、この8月と比べても、えー、6件の、え、増加でありました。75歳以上の方であればやはり何らかの疾患とか、ま、病気を持って、ま、生活をね、されてるふうに、方が、そういう方が多いと、ま、いうふうに思います。今年はまあ例年に比べて、ま、この冬ですけども、暖かいということでありましたけども、ま、2月に入りまして、ま、皆さんも実感してると思うんですけども、やはり寒さが非常に厳しくなりまして、えー、インフルエンザなど、ま、非常に流行も、ま、しております。

また、暖房とか、ま、そういったものも、ま、控えながら暮らしておられる高齢者の実態に心を寄せていただきたいというふうに思います。

保険証をお持ちでない方がどうしても、では、医療機関に行かなきゃならない、それが必要になったときは、どうすればいいんでしょうか。先ほどのご答弁では、え、各市町で被保険者の現状の把握を、ま、きめ細かく行っているということをお答えになりました。

しかし、じゃ具体的にお聞きいたしますけれども、実際にその現状の把握、きめ細やかな対応をされてるということですけども、具体的にじゃどのようなもんなんですか、お答えください。

それから、大きな2項目めの、えー、被保険者への、え、差押えについてでありますけども、ま、これも、ま、全国的な事例になりますけども、ま、過去に、えー、年金を差押えられた高齢者が、ま、自殺に追い込まれたという報道もありました。え、これ千葉県では銀行口座を凍結をされて年金を、ま、引き出せなくなったという高齢者が、ま、餓死をしておられる。そして、これ京都市ですけども、銀行口座に振り込まれた給与10万円のうち何と9万円を差押えられた、ま、こういう生活費の差押え、こういったものも、ま、各地で起きております。そして、平成26年度の差し押さえ件数、これ本広域連合では17件ありました。その17件のうち何と12件がまあ京都市でありますけども、ま、実際、私、この京都市のほうにこの12件の実態を確認をしてみました。すると、この12件のうち、ま、預貯金の差押えが11件、そして残り1件は何かといいますと、ま、年金の差押えであります。憲法の保障されております、ま、生存権や財産権、そういう立場から最低生活の保障、そして社会保障制度に基づく給付の差押えは、ま、禁止されております。ま、しかし実際は、今言いました預貯金や年金、ま、こういう生活費の相当額、これが差押えられてるのが実態であります。そのことに

ついてどのようにお考えでしょうか、お答えを求めます。

え、そして、えー、先ほど事例も紹介したように、ま、全国ではやはり今痛ましい、ま、事件が続発をしております。生活困窮者から、ま、最後の糧を奪い取って、え、そして自殺や、ま、餓死にまで追い込む、ま、こんなことがあってはならないというふうにも思いますし、また行政機関がやるようなことでもないというふうに思います。え、差押えのこの徴収のいわゆる強化、ま、こういったものに取り組むのではなくて、やはり住民の実態の生活、そして住民の声をしっかりと、ま、聞き、親切丁寧に、ま、対応していただく、ま、そういうところにしっかりと努力をしていただきたいというふうに思います。え、そのことを、えー、訴えまして、えー、最後、えー、2回目の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 現時点で証の交付に至っていないことについてでございますけれども、市町村において更新のための案内をですね、送付するなど、繰り返し連絡を差し上げてもなお来庁されない方でありまして、市町村においても対応に苦慮されているというふうに聞いております。引き続き、必要に応じ、電話連絡でありますとか戸別訪問を行うなど必要な対応を行った上で、速やかに交付してまいりよう接触を図ってまいりたい、いうふうに考えております。

それから、短期証につきましては、更新期間が短いというだけでございまして、通常の被保険者証と同じでございます。また、必要に応じ限度額適用、標準負担額減額認定証も随時交付をしております、通常の被保険者証と同様に、必要なときに必要な医療を受けていただくことが可能でございます。納付相談時に納付ができていなくても更新は行っておりますので、短期証の交付が受診抑制につながるということは考えておりません。

市町村においては、滞納者に対し、その収入や財産等について具体的に必要な調査を行った上で、差押え等を含めて総合的な判断がなされておるというふうに承知しております。今後とも、被保険者の実態に応じた滞納者対策に取り組まれるものというふうにお聞きしております。

ちなみに、今ほど事例のご紹介、京都市さんの分がございましたけれども、京都市さんからは納付意思が確認ができないような比較的悪質性があったものというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 次に、質問の通告がありましたので発言を許します。

くらた共子議員。

〔1番 くらた共子君登壇〕

○1番（くらた共子君） 京都市会選出のくらた共子です。

さて、ただいま岡本議員の質問に対しまして、年金の差押えについてどう考えるのかという問いについては、え、答弁がございませんでした。

そして、改めて指摘をしたいと思います。副連合長より、短期の保険証は普通の保険証と変わりがないと、ま、こういうご答弁でしたけれども、余りにもひどい認識だと思います。短期であることによってですね、次に窓口に行く際に、あるいはこれまでの滞納保険料についてのやはり納付の相談ということがつきまとう中でですね、非常に、えー、区役所に行きづらい、ま、こういう声も聞いておりますし、慢性疾患が多く75歳を超える高齢者にはお持ちの方が多いと思うわけですが、短期であるということ自体が、あー、受診をやはり妨げる、ま、こういう精神的威圧を起こすものだという認識をしっかりとっていただく必要があると思います。

さて、私は、あー、まず初めに、このたび厚生労働省が発表しました後期高齢者医療制度の財政状況、この発表によりますと5,400億円の収支黒字ということで発表があります。ま、黒字ならば、これまで連続して値上げられてきた保険料の値下げができるはずですよ。

そこで伺いますが、連合長はこの厚生労働省の発表をいつ認識されましたか。今議会には保険料の値上げが提案されていますが、値上げ案を撤回し、値下げの検討を行うべきですが、いかがですか、お答えください。

さて、後期高齢者医療保険料が値上げられ続けてきた問題についてであります。えー、これは、先ほどもありましたが、後期高齢者医療保険制度の、ま、根幹問題となっています。医療が使われれば使われるほど被保険者の医療保険料にはね返る仕組みとなっており、制度の維持を優先するということを言えば被保険者の暮らしそのものが維持できなくなる、そもそもそういう欠陥のある制度であるということです。

今回、1人当たり平均保険料額を1,816円引き上げるという修正の提案が行われています。

また、保険料軽減対象を拡大するため、対象となる軽減判定所得の基準額の引上げを行うとしていますが、ま、そもそも保険料値上げを前提としていることは、私は認めること、できません。高齢者からは、介護保険料と医療保険料を納めたら食費や外出を控えざるを得え

ないと、こういう声もあります。

また、医療を受けるためには必要な介護のサービスを、これ利用を控えざるを得ない。ま、てんびんにかけて考えているわけです。介護費用がかかるために薬を間引いて服用している。ま、まさにですね、医療をとれば介護が受けられず、介護をとれば医療を諦めざるを得ず、ま、こういう実態があるということです。

ま、今でもこうした逼迫する暮らしの中で必要な医療を手控えている高齢者の実態があるという、このことをやっぱり直視していただかなければなりません。先ほど来の短期保険証に対する認識と相まってですね、いかに高齢者を追い込んでいくかということを私はしっかり考えていただく必要があると思います。

今回の保険料値上げ案というのは、こうした高齢者の暮らしにさらなる追い打ちをかけるものです。京都府の特別対策費は、伺いますと28年度、29年度の2年間分で11億1,000万円と聞いておりますが、広域連合として今回の値上げを回避するための財源確保の努力はしたんですか。このことをはっきりお答えください。

さて、府内の後期高齢者が必要に応じて医療が受けられているか、阻害されている実態はないか、もしあるとすればその要因はどこにあるのか、そのことを把握するのが私は広域連合の果たすべき役割だと思っています。これにたい、ここに対する、これをやる必要があると考えているのか、あるいはその必要はないと考えているのか、この点についても考えをお聞かせください。

さて、後期高齢者医療保険制度は、これまでも指摘してきましたが、ま、まさに人間の尊厳を阻害する、ま、そういう仕組みの制度であります。年齢で一律の線引きをして受けられる医療をまず差別化し、なおかつ経済的負担をむちに高齢者が医療を受けることを抑制するために創設されたものですから、ま、ここに矛盾の原因があるわけです。しかし、そうはいつでも京都府内の市町村で構成されている本広域連合は地方公共団体であります。地方自治法第1条の2項に、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」ことと責務を規定しています。

連合長に伺いたいと思います。この規定に基づく本広域連合は、各市町村における後期高齢者の福祉を増進する立場に立っていますか。住民が何を求めているかを把握し、必要な対策を講じる必要があるかは私はあると考えますが、いかがですか、お答えください。

さて、少し幅広く、高齢者を取り巻く医療の情勢について語りたいと思います。

ご承知のとおり、2016年度の政府予算一般会計総額は96兆7,200億円ですが、2017年4月

の消費税10%増税を前提とし、社会保障費は自然増分を抑制した上に社会保障制度を改悪する、ま、極めて重大な予算となっています。2月10日に中央社会保険医療協議会が出した2016年度診療報酬改定の答申を見ますとびっくりします。入院、外来、在宅、あらゆる分野での医療費削減計画の具体化です。重症者向けの病床の要件を厳しくしてベッド数を減らす、紹介状を持たずに大病院を受診すると初診時5,000円以上、再診時では2,500円以上を窓口で医療費と別個に徴収する。かかりつけ医やかかりつけ薬局への報酬を引き上げて、複数の診療機関での受診や、えー、そして薬剤数の絞り込み、挙げ句の果てに後発医薬品への誘導など、湿布薬の処方枚数まで制限する手の込みようです。私は、このことは、京都府内の高齢者にどういふ影響を及ぼすのかを見極めて、広域連合が必要な手だてをすることが必要であると考えていますが、連合長はどのようにお考えですか、ご答弁ください。

最後に、2017年度より後期高齢者医療保険料の軽減措置を段階的に廃止することを国は決めているという問題についてですが、私は、もうどんなことがあっても、これ実施させてはならないと考えます。え、このことは、広域連合として国に要望もしているということですが、さきに述べた2016年度の診療報酬改定は医療の解体ともいふべき内容です。ま、これに輪をかけるような高齢者への負担増、これ押しつけることは絶対にあってはならないと思います。先ほど来からも指摘があったような、高齢者の逼迫する暮らし、そのものの限界を、ま、超えるというふうに考えます。必ずこれは中止させるという連合長の私は決意を聞かせていただきたいと思います。はっきりとご答弁ください。

以上で質問を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 佐々木広域連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、それでは、くらす議員のご質問にお答えいたします。

えー、まず、基本的な、あー、部分でございます。後期高齢者医療制度につきまして、えー、ただいまの御質問の中でご意見をご披瀝いただきました。えー、ご承知のように、いー、今日まで、えー、この、おー、10年以上にわたる議論を重ねた末に平成20年に創立されたこの制度でございます。えー、ご承知のように、患者負担を除きまして公費5割、若い世代からの支援金4割、高齢者の方の保険料1割ということで、えー、賄っていかうということで、え、全せたい、世代で支え合うというし、仕組みを、おー、つくっておられ、おります。えー、創設からほぼ8年が経過したわけですが、あー、さまざまな改善も図られたところでございます。えー、また、あー、こういった中でお年寄りが安心して、きよ、医療

が受けられる制度として私は定着しておるといふふうに認識をいたしておるところでございます。

えー、また、あー、平成25年に社会保障制度改革国民会議の、をする中でも、おー、現状では、あー、十分に定着しており、現行制度を基本としながら、じっ、実施状況等を踏まえ改善な、あー、必要な改善を行うことが適当というふうに示されておりました、えー、現在もまた、あー、社会保障改革のろん、議論が、あー、進められておるといふのもご承知のとおりだというふうに思うわけでございます。

えー、今後も増大し、していこうということが予想されております医療費に対しまして、えー、世代間、またせだんだい、え、世代内の負担の公平性の確保、おー、等、さまざまな課題があるわけでございますが、あー、将来にわたりまして、え、国民皆保険制度が、あ、堅持できるような、あー、できるように、いー、社会保障審議会などにおいて、えー、国民的な議論を深めていか、いくことが大変重要だというふうに考えておるところでございます。

ま、こういった中で、えー、今、厚生省の、おー、しゅ、資料なんかは承知しとるのかということでございますが、あ、私も、おー、一市長として今日までこの制度、後期高齢者制度については、あーと、責任があるわけでございまして、えー、それぞれの情報等も把握しておるわけでございます。ま、こういった中で、えー、こういったことを踏まえながら適切に対応していくことが、また、あー、連合長としての責務であるというふうに思っております。えー、もちろんこういう点につきましては、あー、府民の皆さん方、あー、それぞれの市町村の、おー、高齢者の皆さん方の福祉、健康の増進というのは我々にも、おー、大きな責任があるわけでございます。えー、広域連合といたしましては、あ、京都府、また、あ、市町村と綿密な連携をとる中で、えー、それぞれの対応をしていくことが、あー、重要であるというふうに考えておるところでございます。

えー、また、あー、制度全体に関連、えー、しましても、おー、今後とも制度が安定して、また持続可能となるように、いどう、医療制度改革に当たっては、あー、幅広い理解と納得が得れる制度へと、おー、みら、えー、見直されることが重要であるというふうに考えておりますし、えー、今後とも、おー、国や、あー、京都府に対しましても必要な、あー、要望をしていく、いきたいというふうに考えております。

えー、また、あー、ご質問にございました、あー、京都府からの財政支援の関係でございますけれども、おー、今回の保険料改定に当たりましては、あ、保険料の上昇に、いー、よっ、え、上昇を抑制するために、いー、財政、えー、安定基金を最大限に活用いただくとと

もに、えー、後期、いやや、高齢者の皆さんの将来的な負担軽減につながる、うー、健康増進事業への支援、また、あ、制度の円滑な運営に資するための広域連合への運営助成等に対しまして可能な限りのご支援をいただいておりますというふうに認識しておりますし、とりわけ、えー、財政安定化基金拠出率につきましても、おー、全国でも、おー、トップの水準で京都府は対応していただいておりますので、えー、そういった、あー、ことを踏まえながら今後とも京都府とも十分な連携を取りながら、あー、ただいまご質問の中でも、もありましたように、国に対する要望、要求に対しましても、おー、対応を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

えー、まあ、あの、料金の値上げという課題があるわけでございますが、あー、今後ともこの制度の円滑な運営を通して、えー、適正な、あー、対応をしていきたいというふうに思っておりますので、今後とものご指導を賜りますようによろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（繁 隆夫君）　くらた共子議員。

〔1番　くらた共子君登壇〕

○1番（くらた共子君）　はい。ただいま、ま、ご答弁いただきましたけれどもね、ま、一つ一つの、えー、質問に対してクリアな答えはなかったの、とっても残念に思います。ただ、えー、福祉の向上に努めるというのは、ま、当たり前だと、ま、こういうご認識をいただきました。ま、それならばですね、制度の維持とおっしゃいますけれども、制度を維持させるために、えー、後期高齢者の暮らしが維持できなくてもいいとは、これならないわけですね。やっぱりその実態にしっかり照らして、えー、制度の運用をするというのであれば、矛盾があるのならしっかりその矛盾をしっかりと指摘をし、えー、改革をしていくということが大事ではないでしょうか。このことを求めたいと思います。

そして何よりもですね、えー、特例軽減措置、え、これはもう絶対にあってはならないわけですね。廃止をするなんてことは。ま、この中止をしっかりと当然求めるというその答弁が、を、聞かせていただけなかったのは非常に遺憾に思います。あー、どんなことがあってもですね、えー、国の責任におきまして、え、特例軽減措置の、え、廃止はやってはならないと、ま、この立場に立ってやっていただく必要があると思います。

ちなみに、えー、高齢者を取り巻くですね、不安材料として、この間も報道などがされておりましたが、例えば、えー、一般的な、えー、高齢者の、え、生活基盤を支えているのは公的年金です。です。ところがこの公的年金の運用について、年金積立金、え、管理運用独



立行政法人、そして厚生労働省がですね、え、機動的な投資ができるということで、え、株式の直接売買の解禁などを提案してきた、こういう経過があります。ま、これはさすがに国の審議会でも、それはあかんやろうという意見が出ましたが、当然のことです。ま、こういったことも含めましてね、やっぱりね、総合的に高齢者の今の暮らしの不安がどこにあるのかということをしっかり、あの一、調査をし、総括的に捉えていく、そして対策をとるということをお求めたいというふうに思います。この間も、いわゆる先行き不安だからこそ、わずかなけなしの預金をですね、えー、投資運用しようなんてことにおきまして、まあ、さまざまな莫大なこれ詐欺が、被害が発生をしております。ま、こういうこともしっかり、えー、社会保障がどうあるべきかという問題を提起しているわけですので、しっかり、あの一、追求をしていただくことを求めまして、終わりたいと思います。

○議長（繁 隆夫君） 次に……。あ、あ、どなた、答弁。

佐々木広域連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、それでは、くらす議員のご質問にお答えいたします。

えー、まずは、あ一、保険料のと、え、軽減特例措置の見直し、い一、これにつきまして、あ一、私どもはまず京都府に対しまして、全国の広域連合の組織といたしましては国に対しまして、え一、この、お一、医療制度改革に当たりましては、あ、被保険者はもとより、げん、現役世代、え一、市町村等に対して過度の負担を、を強いることなく、幅広い理解と納得が得られるような制度になるように、え一、国、え一、必要な意見、要望を行っていくということで、え一、私どもも行っておるところでございます。え一、今、あの一、しちょう、う一、それぞれ保険者の皆さん方が安心して暮らせる、また医療を受けられる制度、お一、これを、お一、広域連合として、え一、どのようにしていくのかということでございますが、あ一、私どもそれぞれ、え一、市町村とも、お一、常日ごろから綿密な連携をとりながら、あ一、また、あ一、そういった、あ一、保険者の皆様方お一人お一人の対応につきましても、お一、十分連携をしながら取組を進めておるといのが実際でございます。え一、そういった中で、え一、さまざまな広域連合として、え一、やれること、また、あ一、市町村にお願いしなければならないこと、お一、こういうようなことも十分協議をしながら、あ一、保険者の皆さん方がそれぞれの生活実態にあった中での制度の活用ができるように努力をしておるところでございますし、今後とも、お一、そういったご意見を賜る中で、え一、さらに努力をしていきたい、このように考えておりますので、え一、より一層のご指導を、

また、あの、意見も賜りますようお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（繁 隆夫君） 次に、質問の通告がありましたので発言を許します。

巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） 久御山町選出の巽悦子でございます。

通告に従い、一般質問を行います。

えー、本日は、被ほ、保険者の実態に寄り添った運営と、そして第5期保険料率、さらには、あの一、不均一保険料への支援策を廃止されてからのことについて、え、この3点についてお尋ねしたいと思います。

まず、第1点目の被保険者の実態に寄り添った運営についてですが、昨年8月の定例会において、後期高齢者医療保険制度の今後の方向性について私は質問いたしました。その際、連合長の答弁は、今後も増大する医療費に対し、世代間の負担の公平の確保など課題があると認識をしているとして、被保険者の皆様が制度に対する不安を招かれることがないように必要な対応を行いたい、こうご答弁いただきました。えー、高齢者の医療の確保に関する法律の目的、第1条には、後期高齢者に対する適切な医療の給付などを行うために必要な制度を設け、国民保健の向上、高齢者福祉の増進を図る、こうあります。

そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

えー、まず1点目は、改めて法第1条の適切な医療の給付について、連合長のけ、見解を求めます。

2つ目に、法第5条には保険者の責務が定められていますが、その中の、運営が円滑に行われるよう、先ほども何度もその言葉が出てきましたけれども、所要の施策を実施とあります。所要の実施策についてご答弁願います。

3つ目には、この間の議会でも、また先ほどの、んー、議員の質問にも、まず被保険者の実態調査を行うべき、このような指摘がありましたけれども、結局、各自治体の、との連携というだけで、積極的なかいてい、回答はありませんでした。改めて、医療機関での受診状況などを含めたじっちゃい、実態調査を求めるものですが、いかがでしょう。

2つ目には、第5期、平成28年、29年度の保険料率の提案について、提案がありましたことについて質問いたします。

受け取る年金の引下げ、食料品の値上げ等々、昨今、収入が少ない被保険者にとって、食

費の減額とともに受診の抑制があらわれております。これは到底、憲法25条から外れております。

そこで、以下3点についておとな、お尋ねします。

まず1点目、保険料設置の予定収納、収納率を99.1%とした理由について。

2つには、高齢者の医療の確保に関する法律には、地方公共団体の責務とともに、保険者の責務とともに、えー、保険者の責務を、高齢者医療制度の運営が円滑に行われるよう所要の施策をしなかつねばならないとあります。そこで、以前も事例として紹介したことがありますが、東京都後期高齢者医療広域連合が実施している独自の保険料軽減策等を研究し、早急に保険料軽減策を導入することを求めますけれども、それについての答弁をお願いいたします。

えー、さて、平成26年度には、国、府による不均一保険料への支援策が廃止されました。綾部市、宮津市、京丹後市、京丹波町、伊根町、与謝野町、南山城村では、1人当たりの医療給付費は府内の他自治体より依然としても乖離があります。本後期連合では、広域連合では、国、京都府への要望として医療資源の偏在の解消を求めていますけれども、医療資源も充実していない、いまだ解消されていない、こうした不均一保険料の支援を再び国や府に求めるべきではないかと考えますけれども、お考えをお聞きいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 異議員のご質問にお答えをさせていただきます。

えー、議員ご承知のとおり、後期高齢者医療制度につきましては、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度として設けられた制度でございまして、広域連合は健全かつ円滑に制度を運営をするのがその責務というように規定をされております。広域連合といたしましては、何よりも関係市町村と緊密な連携の、連携のもと、被保険者が将来にわたって安心して必要かつ適正な医療、医療給付が受けることができますように、保険者として後期高齢者医療制度の安定した運営に努めてまいることがその使命というふうに考えております。制度の趣旨、考え方等につきましては、くらす議員のご質問に広域連合長からお答えをさせていただいたとおりでございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、短期証の生活実態調査の関係につきましては、も、先ほど岡本議員のご質問にお答えをしたとおりですので、えー、ご理解を賜りますようお願いしときます。

引き続き、保険料に関する質問にお答えをさせていただきます。

今回の保険料の算定に当たりましては、直近の2年間におきまして収納率が0.07ポイント上昇をしたことから、前回の改定時の予定収納率の99%、99.0%から0.1ポイント上乗せをして設定をいたしたところでございます。

なお、お一、保険料の軽減策につきましてですが、え一、現行制度以上に保険料を抑制をするということにつきましては、広域連合による独自の施策を講じる必要が当然でございます。え一、所得割の軽減措置を幅出しする対応も行われているというふうに聞き及んでおりますけれども、こうした独自措置を講じる場合には、その対象でありますとか、府や市町村との関係も当然でございます。財源をどうするか等課題があり、直ちに理解が得られる状況にはないというふうに考えております。

それから、あ一、不均一の保険料への支援策を改めて国、府に求めないのかということについてでございますが、不均一保険料につきましては、制度創設時、新制度へのいこ、あ、円滑な移行を図る激変緩和の特別、特例措置として設けられた制度でございました。激変緩和の措置が終了したことで、広域連合が、今ほど言いましたように、独自に対策を講じるには、その費用を、不均一保険料適用地域外の被保険者からの保険料または市町村の新たな負担が必要ということになる、なるところでございまして、直ちに理解が得れないということもでございます。これ以上の継続をしないということになっているところでございます。

また、あ一、医療費の地域格差の要因につきましては医療資源の偏在等にあるものと認識をしております。これはいかんともしがたいところでございまして、一人被保険、あ一、保険者において対応できるところではないというところでございます。広域連合といたしましては、京都府や国に対しまして、その解消に向けた要望を引き続き行ってまいりますとともに、今後とも保険者の立場から必要な意見を積極的に述べてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（繁 隆夫君） 巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） それでは2回目の質問をいたします。

え、その質問の中でも、まあ、答弁の中でもありましたけれども、円滑とか、ま、適正な運用とかいう言葉はたくさん出てきていますけれども、結局ね、保険料率を見ても、被保険者の負担なくしては円滑な運営ができてないというのが私は実態じゃないかというふうなこと

を先、最初に申し上げたいと思います。

それで、あの、久御山町の70、にお住まいの79歳、85歳の女性のこのお二人の生活費の実態を聞いてまいりました。

まずAさん、79歳、ひとり暮らしで住民税非課税世帯、介護保険は要介護2、昨年、心臓病のバイパスの手術をしたため、現在、月1回は必ず通勤をしているという方です。収入は年金の6万2,500円と遺族年金を取り崩して何とか12万円を捻出しております。しかし、一方では、支出、出るほうとしては、家賃が5万9,930円、介護保険料や後期高齢者医療保険料、介護サービス利用料が1万4,000、1万480円。医療費と医療機関には息子さんに、医療費プラス医療機関には息子さんにおかっ、送ってもらっているので交通費は帰りのみタクシーで帰っている。それらを合わせると5,000円。光熱費は1万3,042円、食費は3万3,800円、この1月は孫への出費もあったので1万円が余分にかかった。結局合計で支出は13万2,260円、1月分の差額はマイナス1万2,260円。

Bさんは85歳、ひとり暮らしの女性です。住民税非課税。膝が悪く、歩くときには人の肩をかりて歩く状態。ですから今は車で移動し、車が必需品。収入は年金6万円だけ。これまでも預貯金を取り崩して何とか生活をしている状態です。支出は家賃が5万円。今月は介護保険料の支払いが遅れているため、後期高齢者医療保険料と医療費で3,500円。必需品の車の維持費なんかは5,124円。下水道が走って、下水が無いものですから、浄化すい、浄化槽の維持費と光熱費で1万860、8,611円。食費などが3万円。合計が10万7,235円です。1月分の差額はマイナス4万7,235円。この差額は今ある貯金、20万円しかないんですけれども、そこから差し引きしてる、いずれは生活保護になるということで申請も行かれてるという状況であります。

そこで、こうした実態がありながら、先ほど来、えー、綿密な連携を市町村ととっているとか、また、佐々木連合長はこの会議のたい、最初に、安心して医療が受けられるようにすべきだと、こうおっしゃいました。そういう立場から、お、おも、んー、かんじ、えー、そういう立場からも質問するんですけれども、私は、1つは、このまま幾ら、たとえ月100円だとしても、今のこのAさん、Bさんの実例からいば、言えば、結局自分の貯金を取り崩して生活してる、こんなことがあっていいのかどうか。ですから先ほども、調査もじったい、いや、自治体のほうから聞き取るとかゆっていますけれども、まず保険者であるこの広域連合がしっかりと実態を、すべきじゃないのか。被保険者の方からは、一体市町村なのか、それとも広域連合なのか、私たちの健康は一体誰が守るのか、こういった不安も出てい

ます。その、対するご答弁をお願いしたいと思います。最後に責任を持つのは広域連合であると認識してよろしいんですねということでご答弁願います。

それから、もう一つは、先ほど来も予算の関係もありましたけれども、やっぱり1つは公費を増やすこと、国、府に対してやっぱり支援策を求めるべきだと、このように思います。

もう一つは、個人負担を軽減するためにも、まずは東京方式を研究、取り入れすることを求めるものです。と、えー、東京の広域連合のホームページには、質問がありまして、じゅ、都民の方でしょうか、なぜ東京都の保険料率はよそと比べたら安いんですかという質問に対しては、区、市町村から一般財源のとうきゅう等に、投入等により、えー、全国平均より低くなっていますと、このようにホームページに書かれています。先ほども申し上げましたけれども、綿密な連携、そして、取るというのであれば、どうしたらこういうことがやれるのか、先ほど副連合長の答弁では何となく予測の話が、無理だろうからとか、そういうご答弁がありましたけれども、これについてこちら広域連合から何回提案したんでしょうか。各市町村に対して均等割を軽減するために何とかできないものだろうかという相談をされたのかどうか、このことについてご答弁いただきたいと思います。

それから、最後には、不均一保険料の対するものであります。先ほど、あ、失礼しました、もう一つは受診抑制の実態なんかは短期証の、あの一、配布をいただいている、配布をしている、配布といいますか、提出をしているところの自治体からの問い合わせ等を聞いてないとか、そういう話もありましたけれども、久御山町の場合はもちろん短期証を発行していませんけれども、滞納者の実態では60%の方が所得200万円未満、中でも均等割軽減が9割または8.5割の方が8%、2割から5割軽減が32%ということになっています。え、早急に病院での受診が、短期証の発行、発行してないということにかかわらずやるべきではないかと思いますのでご答弁願います。

え、最後に不均一保険料の問題です。先ほどは、激変緩和の終了、議論をしたことは、あー、すいません、激変緩和が終了したからとか、一人保険者だけでできるものではないというようなご答弁でした。しかし、平成26年度で終了した、えー、この保険、えー、不均一保険料の地域の状況、私、この本連合が出している医療状況から取り出しました。伊根町は、平均、京都府の平均の医療給付費でいえばマイナス33.9%、京丹波町はマイナス23.4%、綾部市はマイナス26.6%、南山城村はマイナス15.7%、与謝野町はマイナス20.8%、京丹後市はマイナス15.1%、宮津市はマイナス14.6%、こういう状況であります。医療機関の資源だけではなくって、実際、医療費を受けているよりも保険料が高くて払えない、よく国民健康

保険の各市町村の場合はかかる保険料について、え、医療費について保険料を算定するものです。そういった点からも、実際にこういう状況が続けていていいのかどうか、20%から30%の乖離がある状態はまだ改善はされていません。しかしながら、国のほうで激変緩和でもう打ち切ったからこれでおしまいというのが保険者のすることでしょうか。私は、このことについてはしっかりと実態を調査し、対策を講じることを求めまして、2回目の質問を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 佐々木広域連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、それでは、異議員のご質問に私からお答えいたします。

えー、ただいま、あー、久御山町内のお二人の、おー、生活実態、えー、ご説明をいただきました。私も、おー、首長の1人として、えー、それぞれの市町村で、えー、このような、あー、厳しい実態ということがあることを承知しております。ま、そういった中で、えー、この、おー、後期高齢者の皆さん方の保険料の、おー、問題につきましても、おー、ご相談をさしていただいたり、またそれぞれの調査をさしていただく中で、えー、保険料をお納めいただくというふうな、あー、徴収の努力もいたしておるところでございますし、えー、また、あー、そういった、あー、実態の中で、えー、困難な状況が、あー、生じた、おるといふふうに認識した場合には、あー、それぞれ軽減策のご説明をさしていただいたり、いー、さまざまな、あー、徴収猶予の制度も設けてられておりますので、えー、こういったことにも対応できるようなことをご説明さしていただき、いー、ご理解をいただく中で、この制度の運営を図っておるのが市町村の実態でございますし、私どももそういったそれぞれの、おー、市町村、またお一人お一人の実態があるわけでございますので、えー、こういったことを広域連合といたしましても十分に承知をし、また把握をしながら、あー、広域連合として、えー、とれる施策、また市町村としてお願いする施策、それぞれの施策を、おー、円滑に、いー、運用できるように努力をいたしておるところでございます。ま、こういった中で大変厳しい経済状況、先ほども私、えー、冒頭のご挨拶の中でも申したとおりでございますが、あー、やはり、先ほど、ま、円滑なということ、言葉が多いというふうなご指摘もございましたが、まさに私の、おー、今の責務というのは、この、おー、後期高齢者、あー、医療制度を円滑に行うというようなことに努力をすることが私の責務であるというふうに認識しておりますので、今後と、今後、おー、その責務を全うするために努力をいたしていきたいというふうに考えております。

えー、次に、ご質問の中で、えー、え、国、府に対して、えー、この保険料の軽減について、えー、さらに、いー、努力を、おー、え、支援を求めるべきじゃないかということでございます。えー、私どもも、おー、先ほどの答弁でも申しましたように、えー、全国の、おー、広域化、えー、連合、おー、また、あー、京都府に、えー、からは、あ、国に対しまして、また私ども、おー、京都府の広域連合としては、あー、府に対しまして、それぞれ、えー、要望をいたしておるところでございます。えー、こういった中での努力も今後とも進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

えー、また、あの一、東京都の、おー、広域、いー、えー、後期高齢者、あー、医療広域連合の保険料の軽減の問題でございますけれども、おー、まあ、あー、ご承知のように、今のご質問でもございましたが、あー、これらの、おー、に伴う、うー、財源の一部は、あー、市町村が負担しておるといのが実態でございます。えー、何回そのあたりを市町村と協議したのかというご質問でございますが、えー、常日頃、おー、市町村の、おー、私もその代表でございますけれども、おー、お話、いろ、さまざまな課題のお話をする中で、えー、具体的な、あー、ことに、えー、協議に持っていくというところまで、えー、ご理解をいただくことは難しいというふうな認識の中で、今、あー、進めておるところでございます。まあ、さまざま、先ほど副連合長からも話がございましたように、えー、こういった課題を、おー、踏まえながら、あー、それぞれ努力をしていくことが肝心だと思っておりますし、えー、先ほども、おー、ありますように、市町村との、おー、綿密な、あー、連携、このことが、あー、これからも肝要であるというふうに思っておるところでございます。

えー、次に、いー、不均一保険料の問題でございます。ま、これにつきましては、あー、先ほど、おー、もう国のほうではやらないということでもございました。あー、ま、この点につきましては、あー、私どもも、おー、やはり、いー、それぞれ、えー、府下の、おー、市町村の、おー、実態を今ご紹介もいただいたわけでございますけれども、やはり、いー、それぞれの医療の提供、これの均一化、あー、また、あー、このことを進めていくことが、あー、重要であるということの中で、えー、私どももこれの是正につきまして、えー、要望も、おー、進めておるところでございます。えー、そして、えー、そういった中で、えー、この医療計画など、その、おー、対象に向けた取組強化、また、地域の実態に応じた支援、えー、それぞれ、えー、こういったことも、おー、要望しておるところでございます。えー、こういった、あ、課題のあることも、おー、私ども十分認識しながら、今後この広域連合としての責務を、おー、全うするために努力をいたしていく所存でございますので、えー、今後と



ものご指導よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

○20番（巽 悦子君） 答弁漏れです。

私、聞いたのはね、それ以外に、この被保険者の立場からして、広域連合、どこが一体最終的にね、被保険者の医療保険の責任を持つんですか、ここの広域連合でよろしいんですね確認したけども、それに対するご答弁がなかったということと、えー、先ほどの短期証の、あの一、ことで、滞納者の実態とかいう話も答弁いただいたけれども、生活実態の話もしているわけですから、それとあわせた実態調査を改めてすべきだというふうに言ったんですけどね。受診状況の実態とあわせた滞納者の実態調査をするべきだと。久御山町の滞納者のパーセンテージ、私言いましたね。あの一、何%っていう、そのことを言ったんですけども、それに対する答弁がなかったということです。

○議長（繁 隆夫君） どちらが答えられます。

岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 私どもとしては、答弁漏れはないと思っておりますけども、お一、広域連合に法的にできることできないこと、しっかり仕分けをしながら対応してまいりたいというふうに考えておりますし、必要な部分については市町村あるいは京都府、国とも相談し、して、我々としても責務を果たしていこうというふうに考えると、ところでございます。

以上です。

〔「実態調査」と言う人あり〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 実態調査につきましては、もともとのこの場での発言は、短期証にかかわったところからの実態調査というお願いをされた話でございまして、生活実態については、この内容につきましては、当面、市町村から現実な、的実態調査、特に収入につきましては、保険料を決めていくこと、について聴取をしてると、聞いているということでございます。

以上でございます。

○議長（繁 隆夫君） えー、以上で一般質問を終結いたします。

ここで休憩をとりたいと思っておりますけれども、今、ただいま3時15分になりますので、20、25分まで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時25分

○議長（繁 隆夫君） ただいまから会議を再開いたします。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程8、議案第1号、平成27年度一般会計補正予算（第1号）。え、えー、あ、ごめんなさい。えー、もう一回やり直し。

日程第8、えー、議案第1号、平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（繁 隆夫君） えー、挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

---

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第9、議案第2号、平成27年度京都府後期高齢、高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきましては、原案のとおり可決す、することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（繁 隆夫君） えー、挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

---

◎議案第3号及び議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程10、議第3号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び議案第9号、平成28年度京都府後期医療者、あ、高齢者医療広域連合一般会計予算、補正予算（第1号）については、質疑の通告がありますので発言を許します。

向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） えー、笠置町選出の向出健です。

発言、えー、発言通告の内容を若干省略して質疑をさせていただきます。

えー、まず1つ目に、後発医薬品の利用差額通知についてです。

えー、年間の実施回数を2回から1回にしたいと、おー、事前の、おー、聞き取りでは回答いただいておりますが、この点について、啓発の効果として年1回で十分とお考えでしょうか。本広域連合としての認識を伺います。

また、昨年の第1回定例会では、投薬された医薬品数の約3割が、まだ後発医薬品は存在しないという状況になっているとの答弁がありました。後発医薬品の普及に関して事前にお聞きしたところ、後発医薬品が存在しない先発医薬品は、特許期間内であるか後発医療メーカーが参入しないと考えられる、そのため保険者での対応は難しいとの回答を得ています。

しかし、この間、保険料の連続引上げなど保険料負担が増えている中で、少しでも負担軽減に役立つ後発医薬品の普及に努めることが本広域連合にも求められるのではないのでしょうか。当然のことながら、医薬品は安全性、また被保険者がどのような薬を使うかというその意向も、えー、大事な点ですけれども、その点も含めて後発医薬品、またその役割、意義についてどのような認識を持っているのでしょうか。その点もあわせて伺いをいたします。

また、この後発医薬品の普及のため、国などに対して要望や普及の手立てをとるべきだと思いますが、本広域連合としてはどのようにお考えでしょうか。

えー、以上の点を答弁を求めまして1回目の質疑とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 向出議員のご質問にお答えさせていただきます。

本広域連合におきましては、比較的長期間の投薬を受ける傾向のある、うー、先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合に、自己負担額が一定額以上軽減されると見込まれる方を対象に、その、おー、軽減見込み額を平成の23年度からお知らせをいたしております。後発医薬品差額通知では、軽減見込み額のほか、後発医薬品に対する正しい知識を身につけていただくための情報を掲載をするとともに、後発医薬品の利用希望を医師や薬剤師に伝えやす、やすくするための希望カードを同封をいたしております。えー、かつて、これまでですね、26年度まで、えー、このようなチラシを差額通知に同封をしておりましたけども、裏面の通知の内容、それぞれの方に、え、あなたは幾らになりますという通知をさしあげておりますが、この裏面に記載をした内容と一部重複する部分がありましたので、平成27年度からは差額通知の裏面と統合することによってそのチラシを廃止をしてですね、経費の節減を図ってきたところですが。今後とも、できるだけ読みやすく、うー、理解が深まるものとなるように努めてまいりたいというふうにかい、努めてまいりたいと思います。

それから、あー、実施回数につきましてですが、平成27年度の年2回から平成28年度は年1回とする一方で、えー、対象の薬剤を拡大をするなどして1回あたりの通知対象者の数を平成27年度の約1万人から平成28年度は約1万5,000人に増加をさせるということにいたしております。今後とも通知の効果と効率性の両立を図ってまいりたいとも考えております。具体的には、現行ではですね、循環器でありますとか呼吸器でありますとか消化器、痛風、糖尿病といったものについては差額通知を行ってきたところですが、今後は、えー、眼科でありますとかビタミンでありますとかカルシウム、血糖、体液、透析、肝臓等に係る、うー、先発医薬品なんかも対象にしながらですね、考えてまいりたいというふうに、えー、思っております。

それから、えー、後発医薬品のない薬剤につきましては、被保険者の皆さんの病状の状況によりまして医師の側から処方されているものでございまして、個々の状況を細かく、うー、把握することは困難であります。が、薬剤の実勢価格等を反映しゅと、反映をして、えー、薬価等、薬価体制がなされていくものというふうに認識しておりますので、国あるいはメーカー、業界団体等がそれぞれの立場で取り組まれていくものというふうに考えております。いずれにいたしましても、保険料の抑制につながる取組につきましては可能な限り推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） はい、向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） えー、2回目の質疑をさせていただきます。

えーつとですね、まあ、あの、先ほども述べましたように、薬品は当然、えー、安全性というのがまず第一に、えー、求められるものだと思います。安いというだけで、えー、えー、無理に、えー、普及をするというのも、えー、問題が起きる場合もあるというふうには考えます。一方、えー、どのような薬を使うのかという点に関しては、もちろん医師、医師の方の病状の判断に基づいて処方するというのが基本だということは重々理解をしていますけれども、一方で、えー、被保険者の方がどのような薬を使うかを選べると、また副作用等についても正しい、えー、情報に基づいて、えー、使われるようにする、そういう点も大事かと思えます。えー、しかし、一方で、保険料の負担、引上げも含めて、またほかの諸税の引上げ、保険料の引上げも含めて、高齢者の暮らしは大変厳しくなっている状況があります。えー、先発医薬品、えー、の、ち、後発医薬品がなければ安い薬を使うことができないと、ですから広域連合としても、えー、先ほどの答弁ではメーカー、医療団、関係団体や国のほうでされるというふうに答弁はなされましたけれども、えー、後発医薬品普及のためにその課題を独自に研究して、どのような、えー、要望を行えば、あー、問題を解決すれば普及が進むのか、そういった点も十分、えー、考慮されて、えー、要望活動や取組などを進めていただきますよう求めまして、2回目の質疑とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） 以上で質疑を終結いたします。

本件につきましては、討論の通告はありませんでしたので、討論を終結します。

それでは、議第、議案第3号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算について表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であります。

表決については事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 報告いたします。賛成25票、反対4票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は否決されました。

議案第3号を……。え、何やて。あ、可決。ごめんなさい。

よって、本件は可決されました。

議案第3号、あ一、議決いたしましたので、次に議案第9号、平成28年度京都府後期、後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であります。

表決について事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 報告いたします。賛成25票、反対4票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第4号及び議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第11、議案第4号、平成28年度後期高齢者医療特別会計予算及び議案第10号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、質疑の通告がありましたので、はっ、発言を許します。

向出健議員。

[23番 向出 健君登壇]

○23番（向出 健君） えー、笠置町選出の向出健です。

発言通告の内容を若干省略または前後して質疑をさせていただきます。

京都府後期高齢者医療の保険料は、今回、第5期分、平成、えー、に、2016年度、2017年度は引き上げるとしています。この特別会計及び特別会計補正予算は保険料の引上げを前提として組まれています。後期高齢者医療の保険料だけでなく、介護保険料も引き上げられ、消費税も増税が狙われるなど、税・保険料の負担は増えるばかりの一方、年金は引き下げられ、また、更なる引下げも狙われています。

こうした中、今回の保険料の引上げで、暮らしの影響はどうでしょうか。平成29年度からは低所得者の方の保険料軽減措置、いわゆる特例軽減も廃止されようとしています。

そこでお聞きをしますが、今回の保険料の負担はどのぐらいになるか、所得状況に応じた負担例をお示しく下さい。

また、国は、医療給付費が著しい低い市町村への保険料軽減措置として、保険料に補助を

していわゆる他の市町村より低い不均一保険料していたのを廃止すると、そういう方向に持っていきました。

また、先ほども言いましたように、特例軽減も平成29年度から廃止しようとしています。

えー、今、国が負担増を求めるという方向に進んでいる中、後期高齢者医療制度自体が安心の医療の充実を放棄して、高齢者に痛みを押しつけるものの、ものとなっています。先ほどの一般質問での回答にもありましたように、独自の軽減をするには各市町村の理解が、あー、難しい、得られないだろうと、そういった答弁がございました。一方で、制度は安定している、定着してきているという答弁もありました。

しかし、安心の医療、高齢者が安心して受けられる医療の充実ということを考えたとき、保険料軽減一つをとっても各市町村の理解を得ながら進めなければいけない、簡単に軽減措置を、等し、することができないということは、この制度自体の1つの大きな問題ではないでしょうか。

そこでお聞きしますけれども、本広域連合として、国に対して、保険料引上げなど負担増とならないように施策の見直しや医療じゅじつの、医療の充実のための支援を求めるべきだと思いますが、この点について本広域連合はどうお考えになりますでしょうか。特例軽減の廃止の中止なども含めて本広域連合の認識をお聞きします。

また、健康診査についてお聞きをいたします。

平成26年度の後期高齢者医療概況によると、健康診査受診率は低い自治体で11%台、高い自治体では50%を超えるところもあります。極端に差があると感じます。この要因について事前にお聞きしたところ、市町村ごとで地域の実情に対応した受診体制となっており、受診環境が異なるため一概に比較できないとの回答を得ていますが、本広域連合として各市町村の取組や実態を把握し、要因をつかんで対応していくべきだと考えますが、この点についてどう、どう対応されますでしょうか。

以上について答弁を求め、1回目の質疑とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 向出議員のご質問にお答えさせていただきます。

えー、保険料の負担の問題でございますが、あー、先ほど来お答えいたしておりますとおり、医療給付費の伸びであるとか、高齢者負担率の見直しであるとか、その、そういった要因によりまして被保険者の方々にご負担いただく保険料率そのものは、2年ごとの改定の都

度、幾分かは引き上がってきているという実態がございます。

保険料の上昇を抑制することについてでございますが、私どもといたしましては、今回の改定に係る算定に当たりまして、これまで同様、抑制のための財源として余剰金を、剰余金を最大限活用するとともに、京都府と協議の上、財政安定化基金を活用することとしております。京都府及び国に対し、財政支援に係る要望を行う中で、京都府においては当該基金を拠出をして保険料負担の増加を少しでも抑制をするため、全国で唯一、国が示す基金造成拠出率、0.041%でございますけれども、これを超える拠出率、0.057%でございますが、独自に設定をする措置をいただいたところでございます。えー、こうした財源措置によりまして、平成28年度の保険料につきましては追加議案を提出しておりましたが、被保険者均等割額でさらに、えー、150円が抑制をされまして、最終的には4万8,220円となり、所得割でも0.04%の減、最終9.61%というふうになります。保険者の皆さん方には、あー、幾分かのご負担増をお願いをすることとなりますが、深いご理解をいただきたいというふうに考えてるところではございます。

なお、おー、保険料の負担例でございますけれども、被保険者の約3割の方が該当をされております年金収入で80万円以下の方の保険料は、あー、4,822円ということになり、年額で74円の負担増ということになります。

えー、ほかに、えー、医療費の伸びの抑制につきましては、後発医薬品の普及でありますとか医療費通知の活用、あるいは保健事業の実施による効果が期待ができるところでございますので、来年度に取組を進めるための、おー、予算も確保をさせていただいてるところでございます。

続きまして、保健事業についてでございますが、京都府では市町村に、えー、健康診査の実施をお願いをしております。平成26年度の受診率は19.2%と前年から1%程度、おー、上昇したものの、なお全国平均を下回っている状況にもございます。各市町村の、おー、受診率には温度差がございますが、受診率の向上にはそれぞれの健康づくり、健康への意識の違いであるとか、受診しやすい環境づくり等、引き続き、えー、理解を深め、粘り強くその重要性を訴えてまいりたいというふうに考えております。えー、これまでから各市町村では、それぞれの実情に応じた取組や広報等、工夫して取り組んでいただいているところであります。広域連合といたしましても、市町との取組の好事例等について情報提供を行ってまいりまして、引き続き市町村との連携のもと取組を進めてまいりたいというふうに考えております。



以上でございます。

○議長（繁 隆夫君） 向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） えー、2回目の質疑をさせていただきます。

えっとー、答弁の中では、まあ、保険料軽減には剰余金なども活用し、財政安定化基金も活用して、えー、軽減に努めているというふうにありましたけれども、先ほど久御山の例でもありましたように大変低い収入の中で負担増となり収入はマイナスになっている、もうすぐ生活保護を受けようとしてる方もいる中で今回は保険料が引上げと実際なったわけです。保険料も、えー、今回だけでなくずっと引き上げられてきました。えー、第1期の2008年度、2009年度と比較し、したら、今回の引上げでは均等割で3,110円の増加、えー、所得割率では1.32ポイントの増加、1人当たりの保険料では3,091円の増加となっています。すなわち2008年度、2009年度と比べまして、これほどの増加に現実になっているということがはっきりしています。えー、先ほど来から制度の、ま、円滑な運用が責務だという答弁もありましたけれども、事実としては、え、負担を求めてきている、どんどん、えー、高齢者の負担は増えているの、というのが実態ではないでしょうか。

また、先ほどご答弁もありましたけれども、おー、80万円、年金収入80万円の方、3割も該当するというふうにご答弁がありました。3割の、あー、該当する方が、えー、今回また値上げとなる。さらには特例軽減が29年度から廃止されようとしています。そうなれば年金収入80万円の方の負担は1万4,400、えー、66円となり、3倍もの負担となります。そうした実態に対して本広域連合としてどのようにお考えでしょうか。年金収入が80万円、または120万円というところでの負担を求めるということ自体が大変問題なのではないでしょうか。こうした低所得者の方に本当に暮らしの実態に沿った対策、軽減措置が必要だと考えます。先ほど来から他の議員の方も質問されてますけれども、生活の実態調査はされないと言われますけれども、やはりそうした実態調査も含め暮らしに寄り添った対策がぜひ必要だと考えます。

また、健康診査の問題についてですけれども、えー、綿密な自治体との連携とは言われませんが、やはり具体的な、えー、課題ですね、えー、例えば交通の利便性が悪いのか、それとも施設、病院がないために、えー、受診率が低いのか、そういった各自治体の状況によっていろいろあると思いますけれども、えー、保険者としてやはり実態をつかんで保険者として積極的な、えー、課題解決、提案をすべきだと考えます。

以上で、えー、2回目の質疑とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 保険料の抑制についてでございますが、繰返しになりますが、広域連合といたしましては、現行の枠組みの中、可能な限り保険料の増加抑制を図るためにさまざまな取組を進めながら、引き続き被保険者の方々の暮らし向きに配慮した保険料負担となるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、医療費格差の解消に向けた考え方につきましては、えー、引き続き京都府や国に対しまして医療資源の偏在解消に向けた医療提供体制の整備を進めてほしい、いう要望を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。保険者の立場から必要な意見を積極的に述べてまいりたいというふうに考えております。

それから、特例軽減のお話もありましたが、これについては現時点では何も決まってないというところが実情でございます、今後とも注視をしながら必要な対応を行ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（繁 隆夫君） 以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

討論の通告がありましたので発言を許します。

向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） えー、議案、えー、第4号、平成28年京都府後期高齢者医療広域連合特別会計予算及び議案10号、平成28年京都府後期高齢者医療広域連合特別会計補正、補正予算について反対討論を行います。

後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直され、今回、2016、2017年度の保険料は引き上げるとしてあります。この特別会計予算及び特別会計補正予算はこの保険料引上げを前提に組まれています。今回の保険料は、被保険者一人一人にかかる均等割額が年4万8,220円で740円の引上げ、所得割率が9.61%と0.44ポイントの引上げとしてあります。また、1人当たりの平均保険料額は7万4,469円と1,816円の増加となっており、率では2.5%の増加となっています。先ほども述べましたように、第1期の2008年度、2009年度の保険料と比較すれば、今回の引上げで均等割額で3,110円の増加、所得割率では1.32ポイントの増加、1人当たりの

保険料では3,091円の増となっています。今回の保険料引上げで負担例で見ると、年金収入80万円の方は4,822円の保険料負担、年金収入120万円の方は7,233円の保険料負担となり、この収入で負担を求める、求めているだけでも問題がありますが、その保険料負担を引上げ、することは大変問題です。

さらに、平成29年度は低所得者の方への保険料軽減措置である特例軽減を廃止するとしており、そうすれば年金収入80万円の方の保険料は1万4,466円となり3倍に、また年金収入120万円の方の保険料負担も1万4,466円で2倍になり大変な負担増となります。こうした保険料引上げは高齢者の暮らしを脅かし、安心の医療を壊すものとなります。

また、後期高齢者医療制度自体が高齢者に痛みを押しつけるものとなっています。国は給付費の少ない自治体への保険料の軽減措置として保険料、統一、引下げのために補助をしていましたが、これを廃止していわゆるほかの、統一、市町村の保険料より低い不均一保険料も廃止として、さらに低所得者の方の保険料の軽減措置である特例軽減も平成29年度から廃止とし、高齢者に負担を求めています。安心して受けられる医療の充実とは反対の施策をしています。国のこの施策のままでは後期高齢者医療制度では安心の医療を充実することはとてもできません。本広域連合がすることは保険料を引き上げることでなく、高齢者に負担を求める国の施策にきっぱり反対し、安心の医療の充実のための支援を求めることです。

高齢者の暮らしは年々厳しくなっています。高齢者医療の保険料だけでなく、消費税や介護保険料などの税・保険料が増える一方で年金は減らされています。こうした中、保険料を引き上げるとはとめ、とても認められません。高齢者の安心の暮らしと医療の充実を求めて反対討論を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第4号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてを表決にひ、付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であります。

表決については事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 報告いたします。賛成25票、反対4票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は可決されました。

え一、議案第4号を、え一、え、議決いただきましたので、次に議案第10号、平成28年度

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であります。

表決数について事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 報告いたします。賛成25票、反対4票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第12、議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質問及び討論については終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（繁 隆夫君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第6号及び議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第13、議案第6号、京都府後期高齢者医療広域連合、あ、広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第11号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、質疑の通告がありませんでしたので、質疑については終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

向出健議員。

〔23番 向出 健君登壇〕

○23番（向出 健君） えー、議案第6号、えー、及び第11号、京都府後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定及び同条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

先ほど来から述べていますとおり、保険料の引上げで年金収入80万円の方の負担は4,822円、年金収入120万円の方の、おー、保険料負担は7,233円となります。これほど低所得者に、えー、保険料を求めること自体が大変な問題ではないでしょうか。さらに、えー、特例軽減も29年度からは廃止という方向が示されています。そうなれば年金収入80万円の方で保険料の負担は3倍、年金収入120万円の方では2倍にもなります。これでは暮らしはほんとに脅かされ大変な生活苦に追い込まれるのではないのでしょうか。本広域連合は本来、高齢者の安心の医療だけでなく、暮らしも含めた生活全般の安心・安全も責任を持つものだというふうに考えます。今の制度のなく、なく、枠内ではずっと保険料が上がってきたという実態があります。こうした保険料の引上げは年々暮らしの厳しくなる高齢者に打撃を与え、さらに安心の医療ということも、おー、壊してしまいます。本広域連合の本旨に立ち返り、高齢者の安心の医療、さらには暮らしの安全、豊かな暮らしの実現に向け、えー、さらなる改善、本質、根本的な改善、そして国に対する施策の改善をきっぱり求めるよう求めまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第6号、京都府こうり、え、後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であります。

表決数について事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 報告いたします。賛成25票、反対4票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は可決されました。

議案6号を議決いた、いたしましたので、次に議案第11号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定を表決に

付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であります。

表決数について事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 報告いたします。賛成25票、反対4票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第14、議案7、第7号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特別基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質問及び討論について終結いたします。

それでは、本件に、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（繁 隆夫君） 挙手全、全員であります。

よって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第15、議案8、第8号、京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第3次）の作成につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質問及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（繁 隆夫君） 賛成多数であります。

表決について事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 報告いたします。賛成25票、反対4票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は可決されました。

---

#### ◎同意第1号の採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第16、同意第1号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして、直ちに表決に付することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり、ど、同意することに決定いたします。

なお、石井市長は本日公務のため不在でございますので、ご挨拶につきましては次回の定例会でていに、え、頂戴したいと存じます。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第17、発議第1号、後期高齢者医療保険料「特例軽減の廃止」の中止を求める意見についてを議題といたします。

提案者から趣旨説明を求めます。

くらた共子議員。

〔1番 くらた共子君登壇〕

○1番（くらた共子君） はい。私は、えー、後期高齢者医療保険料「特例軽減の廃止」の中止を求める意見書案をお示しをさせていただきました。もう、これまでの、おー、議論の中で、えー、語られてきたことでありますけれども、あの、やはり、29年度、おー、この時期をもって廃止をするという国の方針は撤回をされておられません。まだ何も決まっていないと

いう、うー、先ほど来のご答弁ありましたけれども、撤回がされていないというこの事実について、どうこの連合議会が向き合うのかということだと思っております。

繰り返しになりますけれども、年収80万円以下で9割軽減を適用されている人の保険料も7割軽減となる、負担は3倍にはね上がることになります。健康保険、共済保険の扶養家族であった人は、後期高齢者医療保険料に移って2年以内なら今のところ5割軽減とされていますが、3年目以降は全額負担となる、こうなりますと保険料は現行の5倍から10倍になる、ま、大変な負担となります。

ま、当初、この後期、え、高齢者医療、お、保険制度が発足をした際に、え、重大な問題だとして全国の自治体から意見が上がりました。そして国に対してこの特例軽減措置という措置の制度を発足をさせた、これが事実であります。では、29年度をもって廃止できるのかと。今々の皆さんの身近な方々の後期高齢者の実態は、見ていただければ、ご承知のとおり、暮らしがよくなる、あるいは何らかの年金所得が増える、資産が増える、ま、そんなふうな条件は全くありません。一層に過酷な生活実態に今見舞われている、これが実態ではないでしょうか。この事実と照らし合わせた際に、やはりこの29年度からの、段階的とはいえ、特例軽減の制度の廃止をすることはやっぱり止めなければいけないと考えます。ま、ぜひ全国の連合からも、広域連合からも、ま、意見は上げていただいているということではあります。京都府内の高齢者の実態に照らして、この広域連合議会としてやはりしっかりと国に対して求める、ま、このことを皆さんに賛同をいただきたいと思えます。ぜひご賛同をいただきますように心からお願いを申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） えー、本件につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑については終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

巽悦子議員。

〔20番 巽 悦子君登壇〕

○20番（巽 悦子君） 久御山町の選出の巽悦子でございます。

ただいま議題となっております発議第1号、後期高齢者医療保険「特例軽減の廃止」の中止を求める意見について賛成討論を行います。意見書について賛成討論を行います。

政府はこれまで保険料の特例軽減、つまり均等割を、所得ゼロ円の被保険者には9割及び8.5割の軽減、そしてさらに被用者保険のもと、被扶養者に対しては、については9割の軽減、



そして所得割についても年金153万円から211万円までの方には5割の特例軽減措置を行っていましたが、平成29年度より段階的にこの特例措置を廃止をするということを決めました。まだ実施時期などが明確にされていない今だからこそ、本広域連合議会からも廃止を中止するという意見書を提出することは大変意義があると思っております。この特別措置が廃止をされ均等割が本則の7割となった場合、平成28年度の新保険料では9割軽減の被保険者の保険料は年間4,822円が3倍の1万4,466円となり9,644円の増額に、また8.5割軽減の被保険者の保険料は年間7,233円が2倍の1万4,466円となり7,233円の増額となります。こうした均等割や所得割の影響を受ける本広域連合のひ、全被保険者のうち、平成26年度現在の資料では23万1,608人で全体の71.7%に達しています。本広域連合に対する特例軽減に対する国支出金である臨時特例交付金は平成27年度補正予算では15億1,677万7,000円、平成28年度予算では19億5,953万8,000円となっています。少し粗い試算ではありますが軽減特例措置が完全廃止となれば少なくとも18億からじゅうくう、19億円というそういった負担は結局低所得者にのしかかることとなります。

さて、後期高齢者医療保険制度の仕組みによって被保険者の保険料負担率は平成20年度の10%が28年、29年度では10.99%に引き上げられています。しかし、一方、公費負担率といえば、国が12分の4、府が12分の1、市町村が12分の1とずっと同じです。むしろ公費負担を増やすことを求め、求めるものであります。この特例措置の該当者は所得ゼロ円の被保険者が大半であります。年金の受け取りは減る一方で、消費税の引上げ、物価の値上げが連続する今日、結局、食費や病院代を抑えることになることは、私が先ほど質問のところで申し上げました生活実態から見ても明白であります。所得が増えない中で保険料の負担が引き上がることになれば、結局のところ治療を受けたくても放置せざるを得ないということになりかねません。憲法25条の健康で文化的な生活を保障するのは国や自治体です。また、被保険者が不安もなく病院で治療が受けられるようにすることが、本広域連合議会議員の役割ではないのでしょうか。昨年6月には、全国後期高齢者医療広域連合協議会として軽減特例制度の維持を求めた要望書を国に提出をしています。議員の皆様におかれましても、意見書のこの提出の趣旨をご理解の上、どうぞ、どうぞご賛同いただきますことをお願い申し上げまして、討論を終わりといたします。

○議長（繁 隆夫君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、発議第1号、後期高齢者医療保険料「特例軽減の廃止」の中止を求める意見書についてを表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（繁 隆夫君） 賛成少数であります。

表決については書記長から報告させます。

すいません、もう一度、挙手をお願いいたします。

[挙手少数]

○書記長（藤田達也君） すいません、申しわけございませんでした。賛成4票、反対25票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は否決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（繁 隆夫君） お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条例、字句、その他調整を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（繁 隆夫君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、もちまして、本定例会に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして京都府後期高齢者医療広域連合議会平成28年第1回定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午後4時15分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年3月23日

議 長 繁 隆 夫

署 名 議 員 長 岡 一 夫

署 名 議 員 岡 田 久 雄